

秋選管告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について下記の施設の指定を解除した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

施設の名 称	施設の所在地	指定解除年月日
秋田市将軍野児童館	秋田市将軍野東一丁目7番52号	令和5年3月1日